

報告第 2 1 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市手数料条例及び小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

（小田原市手数料条例の一部改正）

**第1条** 小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第42号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同条第43号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同条第57号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同条第58号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

（小田原市建築基準条例の一部改正）

**第2条** 小田原市建築基準条例（平成15年小田原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第55条中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年5月31日から施行する。

令和 4 年 5 月 2 7 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

建築基準法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。